

## 生活支援交通及び買物に関する問題について

地域公共交通は、交通空白地域の住民や移動に困難を抱える住民にとって、日常生活の移動を確保するための重要なインフラであり、地域社会の活性化にも深く寄与している。国の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の第4条では、市町村は主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないと規定されている。

一方、少子高齢化の進行と人口減少による利用者の減少やニーズの多様化、経営環境悪化による路線バス等の統廃合、運行の担い手である運転士の不足など、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした状況の中、本市では、地域の生活支援交通事業として、コミュニティタクシー事業やよりみちバス事業を実施しているが、市全域での導入ができていないため、未実施校区の住民は利用できない状況にある。また、民間の路線バスは需要の減少や運転士不足の問題等により、交通事業者の努力や自治体からの赤字補填だけでは、将来にわたって輸送サービスを維持・確保していくことは困難となっている。

地域の買物問題については、支え合い推進会議等において住民のニーズを踏まえ、移動販売誘致の取組を行っている校区もあるが、移動販売車両を駐停車する場所の確保などが課題となっている。

地域公共交通が担う役割は、今後さらに重要度が増していくことが予想されることから、地域の実情や現状の変化に即した持続可能な地域公共交通を構築していく必要があると考え、本委員会では、執行部からの説明を受けるとともに、現地調査を行い、校区まちづくり振興会からも意見聴取し、議論を重ねてきた。

その結果、下記のとおり提言するので、早急に検証を進められるよう要請する。

### 記

#### 1 地域生活を支援する交通政策について

持続可能な地域公共交通の構築に向け、まずは、様々な角度から既存の事業を検証されたい。

さらに、検証後の事業拡充や新規事業の導入については、本市の健全な財政運営を堅持していく観点から、「既存事業の改廃などによる事業予算の確保」や「多様な分野・事業者との連携による資源の有効活用」に努められたい。

なお、事業の検証及び検証後の方向性の決定においては、まちづくりや福祉の視点を含めた関連部局が連携し、スピード感を持って対応していくことが重要と考える。

## (1) 各種事業の検証について

地域住民の生活を支援する交通政策に関する各種事業は、存続を希望する声がある一方で、未実施校区の住民は利用できないことや、校区によっては稼働しているタクシーが極端に少ないなど様々な課題を抱えている。

特に、よりみちバス事業やコミュニティタクシー事業については、利用者の伸び悩みやルートの再検討、補助金交付等に係る校区の事務負担の軽減など、校区から多くの意見が寄せられた。

そのため、検証に際しては、事業の実態や課題の把握だけでなく、校区により異なる人口構造や地理的特性、交通事業者の稼働状況など、様々な地域特性も考慮した上で進められたい。

## (2) 検証後の方向性の決定について

生活支援交通に係る事業実施には、現状でも多額の予算を必要としていることから、既存事業の拡充や新規事業の導入を検討する際は、国の各種支援制度の活用も含め、より高い費用対効果が見込まれる手法の選定に努めること。

特に、新規事業の導入に際しては、地域を限定した実証実験などを通じて事業効果を見極めるなど、段階的・計画的に進めること。

### ①既存事業の拡充

既存の事業を拡充する場合には、課題を踏まえて、他自治体が導入しているICTを活用したキャッシュレス決済や予約システムなども併せて検討すること。

### ②新規事業の導入

近隣自治体で導入が進むAIを利用したデマンド型交通事業の導入については、効果や財政負担だけでなく、地域や利用者の特性を十分に考慮し、調査研究を進めること。実証実験を含め、新たな事業を実施する際には、地域住民への十分な説明とともにキャッシュレス決済や予約システムの使い方講座の開催等も検討し、誰もが利用しやすい環境づくりに努めること。

### ③資源の有効活用

他自治体では、本来の用途を妨げない範囲で地域住民の移動手段としてスクールバスを活用している。本市でも、国の支援制度や他自治体の事例を参考にしながら、地域のあらゆる輸送資源の有効活用について、地域住民や多様な関係者と共に将来に向けた生活支援交通の在り方に関する調査研究を進めること。

## 2 買物問題について

近年、地域の食料品店の減少等に伴い、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者を中心に食料品等の購入に困難を感じる消費者が増えてきており、その背景には、住民の高齢化や地元小売業の廃業のほか、公共交通機関の廃止等によるアクセス条件の低下などが挙げられる。

令和5年度に農林水産省が行った調査結果では、買物困難者等に対する自治体の支援として、コミュニティバスや乗合タクシーの運行など生活支援交通に係る支援が最も多く、次に移動販売車の導入・運営に対する支援となっている。

本市も全国の自治体と同様の状況にあり、地域での生活支援交通事業の充実が図られることで買物問題の解消にもつながるが、あわせて、地域住民や校区の支え合い推進会議、民間事業者等の関係者と連携・協力しながら、移動販売事業が継続できるよう努められたい。

また、一部のスーパーやコンビニエンスストアでは宅配サービスを行っているが、その情報を入手できない住民もいるため、地域や関係者等と協力し、サービスの周知を図られたい。